

事務連絡
令和6年6月21日

各都道府県
衛生主管部（局）
介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省健康・生活衛生局

総務課

厚生労働省老健局

高齢者支援課

認知症施策・地域介護推進課

老人保健課

森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する
相談への対応について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「救済事業」という。）については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところです。

また、森永ひ素ミルク中毒被害者（以下「被害者」という。）の高齢化が進んでいることを踏まえ、介護サービスの利用等に関して、被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」（平成25年2月27日食安企発第0227第3号・老高発第0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）に基づき、市町村において適切な対応がなされるよう、管内市町村への周知等をお願いしてきたところです。

今般、森永ひ素ミルク中毒事件発生から約69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されており、被害者が自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な場合に、（公財）ひかり協会が、被害者に代わって、被害者が居住する都道府県又は市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課（以下「窓口課」という。）に相談する事例が増加することが想定されることから、改めて窓口課における対応について下記の通りまとめたため、御了知いただくとともに、管内の市町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

○（公財）ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を行うこと。

○併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、（公財）ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

（参考）

窓口課からの情報共有に当たっては、必要に応じて、（公財）ひかり協会の事業（※1）や、これまでの行政協力（※2）に係る資料を活用すること。

※1 （公財）ひかり協会の事業に係る参考資料

- ・ （公財）ひかり協会 HP

<https://www.hikari-k.or.jp/>

- ・ 行政機関向けパンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511472.pdf>

- ・ 関係機関向けパンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511493.pdf>

※2 これまでの行政協力に係る参考資料

- ・ 厚生労働省 HP 「森永ひ素ミルク中毒事件について」

（※「行政協力」の項を参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/index.html